

財務省告示第百十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項の規定に基づき、平成二十二年  
度における輸入基準数量を次のように告示する。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣 菅 直人

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項に規定する輸入基準数量は、平  
成二十二年度につき次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄  
に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 基 準 数 量
一	〇トン
二	一 二トン
三	一・二 二トン
四	三五、八 七二トン
五	二、〇一 三トン
六	一、四九 六トン

二二	三三、四四 トン
二	六四五トン
一九	一、五トン
一八	一七、二二二トン
一七	一五、一九トン
一六	二一、三三八トン
一五	五六五トン
一四の二	六六九、二九一トン
一四	一、四九、六七トン
一三	五、五一九、四トン
一二	八八、八七八トン
一一	一四、五二四トン
一	九、五六八トン
九	五一、七七三トン
八	一・五七トン
七	二・七二トン

二九	八四四トン
二八	一トン
二七	一六、四二二トン
二六	九、五二四トン
二五	〇トン
二四	四三三トン
二三	八、一六トン
二二	三五三トン